

第七回 国会
衆議院

文部委員會議錄
第十号

(四二二)

昭和二十五年三月十七日(金曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事 岡田正三君 理事 高木

理事 岡谷 光衛君 理事 水谷

理事 若林 義孝君 理事 松本

理事 小林 信一君 七郎君

佐藤 重遠君 千賀 康治君

今野 武雄君

出席國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君

出席府縣委員

地方自治庁次長 荻田 保君

文部事務次官 平島 良一君

文部事務官 稲田 清助君

(初等中等教育局長)

文部事務官 鈴木 幸弘君

(大学事務局長)

文部事務官 辻田 力君

(調査普及局長)

委員外の出席者

議員 浦口 鐵男君

專門員 橋田重左衛門君

本日(の)會議に付した事件

学校教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六二二号(予))

国立学校設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八〇号)

図書館法案(内閣提出第八七号(予))

教育委員会法の一部を改正する法律案

(内閣提出第九九号)

教育行政に関する件

○長野委員長 これより會議を開きます

学校教育法の一部を改正する法律案

第一類第七号 文部委員會會議錄第十号

昭和二十五年三月十七日

を議題といたします。前會に引き続き質疑を継続いたします。——本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○長野委員長 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を許します。——委員長會議がありますから、ちよつと交代いたします。

〔委員長退席、圓谷委員長代理着席〕

○圓谷委員長代理 国立学校設置法の一部を改正する法律案に対して質疑がございましょうか。——本案に対する質疑がございましょうか、本日はこの程度にとどめます。

○圓谷委員長代理 続いて図書館法案を議題といたします。これより質疑を許します。——図書館法に対する質疑がございましょうか、本日はこの程度にとどめます。

○圓谷委員長代理 次に教育委員会法の一部を改正する法律案を議題といたします。これに対し補足説明を求めます。

○辻田政府委員 先般文部大臣から教育委員会法の一部を改正する法律案の提案理由について、大綱の御説明がございましたが、さらに私から本法律案改正の要旨とその理由の概略を御説明申し上げます。

まず、教育委員会の選挙に関する規定につきましては、若干の改正をいたしました。すなわち第八條第二項の但書

の追加は、委員の任期満了前に通常選挙が行われた場合の、新任委員の任期の起算について補正したものであり、第十條は委員の兼職禁止規定でありまして、現行法は委員が他の公務員の職務を兼ねることを原則的に禁止しておりますが、委員の使命から見ると、その本務に支障のない程度に禁止の範囲を緩和すること、さらに現行法の規定では解職上十分なところがありましたので、大体一般職でも非常勤の職を兼ねることはさしつかえないように改正いたしました。

第十五條は選挙人名簿に関する規定であります。現行規定では表現上から多少疑問がありますので、これを明確にいたしました次第であります。第十六條の選挙権者の数につきましては、現在六人以上と規定され、無制限であるため、署名運動が時として事前の選挙運動に利用される弊がありまして、その数を百人以下と制限いたしました。第二十七條では、委員の選挙運動については、都道府県と五大市にあつては都道府県知事の選挙運動に関する規定を、その他の市及び町村にあつては、市町村の議会の議員の選挙運動に関する規定を準用し、いわゆる選挙運動における公営の範囲を五大市までにいたしましたのであります。第二十八條では、委員の選挙に關しては、單に地方自治法に規定するものとどまらず、地方公共団体の議会の議員の選挙に関するすべての規定を広く準用し得ることを明らかにいたしました次第であります。

次に第二十九條の委員の解職に關しては、一般選挙による委員と、議会の議員のうちから選ばれる委員とは、その選任の方法が異なるので、解職の方法も異なるのが妥当と考えまして、後者につきましては、選挙管理委員、公安委員等の例にならい、住民の解職請求に基き、議会の議決で決定することに改めました。

第三十二條の現行規定では、委員の職務等につきましては、いわゆる地方公務員法に規定されることが予定されておりましたところ、その後教育委員会の委員等については、何ら触れるところがない模様でありますので、本法において、委員の職務の特殊性及び重要性にかんがみ、特に秘密漏洩の防止に關して規定することとし、第三十二條を改正いたしました次第であります。

次に第二章第二節の教育委員會の會議の規定として、新たに第三十九條の二を加え、従来慣行的に作成されていく會議録に法的根拠を與え、もつて委員會の意思決定に至る経過を公的に記録し、かつ争訟その他の場合の公的証拠を明確にすることとしたのであります。

次に第三章第三節、教育長と事務局の項では、本節を第二章全体の構想である教育委員會の組織に關する規定に整理することが適當と考え、教育長及び指導主事の職務権限を規定する第四十二條及び第四十六條の規定を本節から削り、新たに第三章第五十二條の三及び第五十二條の四として新設いたしました。第四十四條第一項では會計課設置の禁止を削除しまして、委員會の自由にまかせました。これについては、會計に關する部課につきましては、教育委員會は予算の執行権を有しておりますし、かつこのたび新たに第六十條第二項の規定の追加によりまして収入命令権の委任を設け得ることになりますので、會計部課の設置を積極的に否定することは不適当と考えた次第であります。第四十五條及び第四十七條の改正では、他の規定との關係で職員の名稱をかえる等の措置をいたしたのみであります。

次に第三章、教育委員會の職務権限の項につきましては、規定の追加改廃を数箇所に行つて行いましたが、これらは現在すでに実質的に教育委員會の権限として行つていふ事務や、あるいは地方公共団体の議會及び長との關係において、権限の所在が必ずしも明確でない事例等について必要な規定を補ひまして、もつて教育委員會の運営に遺憾なきを期したのであります。

まず第四十九條につきましては、第四條の教育委員會の包括的権限との関

ります。

次に第二章第三節、教育長と事務局の項では、本節を第二章全体の構想である教育委員會の組織に關する規定に整理することが適當と考え、教育長及び指導主事の職務権限を規定する第四十二條及び第四十六條の規定を本節から削り、新たに第三章第五十二條の三及び第五十二條の四として新設いたしました。第四十四條第一項では會計課設置の禁止を削除しまして、委員會の自由にまかせました。これについては、會計に關する部課につきましては、教育委員會は予算の執行権を有しておりますし、かつこのたび新たに第六十條第二項の規定の追加によりまして収入命令権の委任を設け得ることになりますので、會計部課の設置を積極的に否定することは不適当と考えた次第であります。第四十五條及び第四十七條の改正では、他の規定との關係で職員の名稱をかえる等の措置をいたしたのみであります。

次に第三章、教育委員會の職務権限の項につきましては、規定の追加改廃を数箇所に行つて行いましたが、これらは現在すでに実質的に教育委員會の権限として行つていふ事務や、あるいは地方公共団体の議會及び長との關係において、権限の所在が必ずしも明確でない事例等について必要な規定を補ひまして、もつて教育委員會の運営に遺憾なきを期したのであります。

まず第四十九條につきましては、第四條の教育委員會の包括的権限との関

りまして、

次に第二章第三節、教育長と事務局の項では、本節を第二章全体の構想である教育委員會の組織に關する規定に整理することが適當と考え、教育長及び指導主事の職務権限を規定する第四十二條及び第四十六條の規定を本節から削り、新たに第三章第五十二條の三及び第五十二條の四として新設いたしました。第四十四條第一項では會計課設置の禁止を削除しまして、委員會の自由にまかせました。これについては、會計に關する部課につきましては、教育委員會は予算の執行権を有しておりますし、かつこのたび新たに第六十條第二項の規定の追加によりまして収入命令権の委任を設け得ることになりますので、會計部課の設置を積極的に否定することは不適当と考えた次第であります。第四十五條及び第四十七條の改正では、他の規定との關係で職員の名稱をかえる等の措置をいたしたのみであります。

次に第三章、教育委員會の職務権限の項につきましては、規定の追加改廃を数箇所に行つて行いましたが、これらは現在すでに実質的に教育委員會の権限として行つていふ事務や、あるいは地方公共団体の議會及び長との關係において、権限の所在が必ずしも明確でない事例等について必要な規定を補ひまして、もつて教育委員會の運営に遺憾なきを期したのであります。

まず第四十九條につきましては、第四條の教育委員會の包括的権限との関

保を明らかにし、かつ列挙事項が例示的なものであることを示すようにいたしました。第二号では、教育財産について教育委員会が管理権を有する旨を明らかにし、第八号では、教育委員会が学校その他の教育機関の建築、営繕の実施の権限を有する旨を明らかにし、新たに第十六号、第七号、第十八号として、学校保健に関する一連の規定を設けました。これは第五十一條の改正第五号及び第五十四條の二の新設規定と相関連するものでありますが、心身ともに健康な生徒の育成という教育目的達成の上からも、かつは社会全般における公衆衛生、公衆保健の促進、充実にの関連の上からも、学校保健について特にその重要性を強調し、教育行政の獨に當る教育委員会に、これに關する権限を明らかに付與する必要があると考えた次第であります。

第五十條については、第五号として学校給食の企画及び学校給食用配給物資の管理を、第六号として文化財保存行政を、第七号として教育に關する法人の事務を、都道府県教育委員会の権限として規定いたしました。

第五十二條の二では、新たに教育委員会が教育長に事務委任をなし得ることを定めまして、現在實際に行われていた慣行に、法的根拠を與えることとしたしました。

第五十二條の三では、教育長の職務権限を敷衍して、教育長が一般的に補助執行者であること、教員委員会の専門的補助者であること、及び事務局の長であること等の立場から、職務権限を明確化した次第であります。

第五十四條の二では、さきにも申し述べましたように、学校保健の重要性

と保健所という専門的施設の機能との協力關係を明らかにし、第五十四條の三では、第四十九條の第八号の改正規定と呼応して、学校その他の教育機関の建築營繕の実施に關する教育委員会の権限を明らかにするとともに、その実施方法について地方公共団体の長との關係を明らかにし、第五十八條の二では、追加、更正予算等の編成措置を、第六十一條第二項では教育委員会の収入命令権につき規定を補足して、それぞれ実情に適したものとした次第であります。

第六十一條、第六十二條の改正及び第六十三條の二、第六十三條の三の規定の追加では、議会の議決を経るべき事件については、議案の原案をすべて教育委員会の提案によらしめることを常例とし、かつ議案提出の促進をはかり、もつて教育委員会の権限を明確強固ならしめる一連の措置を定めた次第であります。第六十三條の四では、学校その他の教育機関閉止に伴う財産の措置についての規定を補い、現在とかく円滑を欠くところのあるこの問題を、明確にいたしました次第であります。

第六十六條、第六十七條及び第六十八條では、教育委員会の所管に屬する学校その他の教育機関の職員、教育長、教育委員会事務局の職員等の設置、任命、給与、その他身分取扱いに關する規定を、一括まとめて調整して規定いたしました次第であります。

第七十條第一項の改正は、いわゆる地方委員会の設置の時期を改めたのであります。町村の地域に設けられるものについては、将来町村を越えた広域単位を構想として持つておりますが、これについてはなお十分調査をい

たすべき問題が多々ありますので、その構想の決定を待つて実施するため、昭和二十七年に延期した次第であります。

第八十條及び第八十二條の規定は、実施當時の経過規定であるためこれを削除し第八十一條は、職員の身分取扱に關する経過措置について、その一部改正をいたしました。第八十八條では地方委員会の成立について、五大市の教育委員会の成立に關する規定を準用する場合を詳細具体的にいたしましたのであります。

最後に附則において、第二項では、文化財保存行政が都道府県教育委員会の事務とされたために、史跡名勝天然記念物保存法の一部改正を、第三項では、社会教育法に規定する社会教育委員の定数等の定め方について、本法六十一條の改正と関連して、その一部を改正いたしました次第であります。

以上、教育委員会法の一部を改正する法律案につきまして、その改正の要點、理由を概略御説明申し上げた次第であります。

○今野委員 ただいま御説明の中で、教育委員会における従来の慣行、たとえば教育委員会から教育長に対する事務委任の規定を立法化したというように、なことでございしますが、この慣行が実は明らかでないものでありますから、この委員会として、そういうような慣行を資料として集めることを提案したいと思ひます。文部省で、それを出されるなら出してもらい、もしできなければ、専門員を通じてそういう資料を集めるようにしていただきたい。その理由は、教育委員会ができました、従来その経過を見ておりますと、これは教育知事といったようなことが言われておりましたが、しかし知事と教育委員会の場合とを考へ合せてみますると、知事の場合には、行政上相当の／＼なことにタッチできるわけでありまして、ところが教育委員会の方は、会談体であるためにそれができなくて、ほとんど全面的に教育長に事務委任しておる。そのために非常に官僚化というか、そういう弊はなほだしいように見受けられるわけでありまして、そういうような点も、分檢討したいと思ひますので、できれば教育委員会規則、その他慣行を規定したものを提出していただきたい。これは審議を進める上に必要であらうと考えますので提案いたします。

○國谷委員代理 教育委員会法の一部を改正する法律案に對しまして、引續いて質疑を許します。

○今野委員 ただいまの提案を、ちよつと詰つてみてください。

〔速記中止〕

○國谷委員代理 質疑がございませうか。――ございませうければ、教育行政に關する件を議題といたします。お諮りいたします。浦口議員より、教育行政に關して、委員外の發言を求められておりますが、これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○國谷委員代理 御異議なしと認めます。浦口君。

○浦口議員 委員外の質問をお許し願ひまして、簡単に御尋ねいたします。その前に本日の朝日新聞を見ますと、文部省の新制高校調べ、こういう題目で男女共学と学区制、学校の統廃

合について、実施以來のいろいろの實情の集計が発表されております。この三つの問題についてもお聞きしたいことはありますが、それは当委員会の各委員の方々にまたお願いすることにいたします。私は実業高等学校は、普通高等学校に原則的には移管されるべきであるという点に立つて、その後の全国の実施状態を一応当局にお聞きしたいと思ひます。

○國谷委員 高等学校につきましても、総合高等学校制が相当勸奨された地方がございまして、その実業高等学校を、普通高等学校と一緒に合併して、総合高等学校をつくるということ、を相當強く地方的に勧奨しているのは事實でございします。しかしながら、これは地域的の關係によつて、総合高等学校制をとるのは望ましい場合もあるかと思ひますが、一面総合、高等学校制をとりますと、せつかく実業高等学校として發達して参りました面が、だんだん普通高等学校の方に教育的影響を受けまして、その実業高等学校の發達を阻害するといふような実情も相當現われて來てゐることは事實でございします。そこで総合高等学校制の行き過ぎといふような問題については、十分再檢討をして、実業教育の振興を阻害しないような方策を講じて行きたいといふふうに、ただいま考へております。

○浦口議員 実は私のところにも、昨年以來いろいろの關係から、そういう問題について、各地から希望やらあるいは相當の苦情が來ておりました。が、原則的に実業高等学校がいわゆる総合制に轉換されるということは、われわれも大いに賛成をするわけであり

す。

○月谷委員長代理 次は標準義務教育費につきまして、萩田政府委員から説明を求めたいと思いますが、萩田政府委員はちよつと用事があつて出ておりますので、しばらくお待ちを願います。

○今野委員 標準教育費の確保に関する法案というのは、非常に重要な問題なんです、私どもも研究したいと思うのであります、何分にも法案について何もわかつていないわけです。そこで昨日も委員会として、文部省に、まだ成案になつていないかもしれませんが、参考資料としてひとつ出してもら

おうじやないか、こういうことが松本委員から発言があつたわけであります
が、あらためてここでもつて、申し上げて、委員会としてその参考資料を要求するということをおきめ願いたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

○岡谷委員長代理　お諮りいたします。昨日松本委員からも、本日また今野委員からも、標準教育費の参考資料を提出してもらいたいという要求がありました。文部省に対して要求したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○國谷委員長代理 御異議なしと認め
ます。

○銀本政府委員 御要求があれば参考
資料として出してもよろしいです。

○國谷委員長代理 それではさようお
とりはからい願います。

○小林(信)委員 荻田政府委員から聞く前に、この問題についての経緯というようなものを、文部省の方からあら

はじめ聞いておく方が、われ／＼としては都合がいいわけですが、そういうことが文部省の方で可能かどうか聞いていただいて、できるなら、来るまでの間聞きたいのですが……。

○熊本政府委員 できましたならば、大臣も出て御説明をしてもらうのがいいと思いますが、今閣議で――必要があれば閣議をはずしてもいいのですが、そう申しませう。

○圓谷委員長代理 それではちよつと速記をやめて……。

〔速記中止〕

〔岡谷委員長代理退席、委員長着席〕

〔速記中止〕

○長野委員長 それでは速記を始めてください。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会